

業務方法書に規定する各条項への対応状況

1 規程等の新規制定

①内部統制システム規程	(業務方法書第3条、第4条関係)	1頁
②基本理念	(業務方法書第7条関係)	3頁
③理事の分掌	(業務方法書第9条関係)	4頁
④リスクマネジメント規程	(業務方法書第12条関係)	5頁
⑤業務継続計画	(業務方法書第13条関係)	8頁
⑥公益通報者保護規程	(業務方法書第25条関係)	20頁

2 規程の一部改正

①役員規程	(業務方法書第5条関係)	22頁
②監事監査規程	(業務方法書第21条、第23条関係)	25頁

公立大学法人青森公立大学内部統制規程（案）

令和 年 月 日
規程第 号

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学業務方法書第3条に規定する内部統制システム（以下「内部統制システム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「本学」という。）の役員（監事を除く。）、教員職員及び事務職員（以下「役職員」という。）に適用する。

（組織）

第3条 理事会は、内部統制システムに関する重要事項について審議する。

2 理事会は、第5条第2項の規定による報告に基づき、必要に応じて、理事長に対し、内部統制システムに係る改善策を提言する。

（理事長の責務）

第4条 理事長は、内部統制システムの整備及び運用を統括し、その最終責任を負う。

2 理事長は、内部統制システムに関する事項を役職員に周知するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（内部統制担当役員）

第5条 法人に内部統制担当役員を置き、副理事長をもって充てる。

2 内部統制担当役員は、内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、理事会に報告するものとする。

3 内部統制担当役員は、内部統制システムの整備及び運用の推進に関し、職員の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 内部統制担当役員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに理事長及び監事に報告し、併せて必要な緊急措置及び是正措置を執るものとする。

5 内部統制担当役員は、役職員の不正及び違法行為並びに著しい不当事実を発見し、又は報告（通報を含む。）があった場合には、速やかに必要な措置を執るとともに、理事長及び監事に報告し、併せて再発防止のための措置を講ずる。

（職員の責務）

第6条 職員は、内部統制システム上の重大な問題が発生した場合若しくは発生のおそれがある場合又は役職員の不正若しくは違法行為若しくは著しい不当事実を発見し、若しくは通報があった場合には、内部統制担当役員に報告しなければならない。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、必要に応じて、理事長又は監事に直接報告することができる。

(モニタリング)

第7条 本学の内部統制の有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 日常的モニタリングは、各業務において職員の自己点検・評価により行う。

3 独立的評価は、監事による監事監査及び内部監査により行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、内部統制システムに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公立大学法人青森公立大学基本理念（案）

理念

公立大学法人青森公立大学は、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを基本理念とする。

【参考】

青森公立大学学則

（目的）

第1条 青森公立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経営学と経済学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

公立大学法人青森公立大学理事の職務分担について（案）

公立大学法人青森公立大学役員規程（平成21年規程第32号）第3条に規定する理事の職務分担は、次の表のとおりとする。

なお、理事は当該職務分担表に掲げる業務の調整・決定の一翼を担うものとし、その責任は、理事長又は副理事長が負う。

職名	職務分担	担当理事
理事	財務に関する事項	今理事（財務委員会委員）
理事	教育研究に関する事項	花田理事（教育研究審議会委員）
理事	人事に関する事項	小山内理事（人事委員会委員）
理事	地域貢献に関する事項	小野理事（経営審議会委員）

公立大学法人青森公立大学リスクマネジメント規程（案）

令和 年 月 日
規程第 号

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「本学」という。）の業務運営に影響を及ぼす事象又はそのおそれがある様々な事象に、迅速かつ的確に対処するため、本学のリスクマネジメント体制及び対処方法を定めることにより、本学の職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 職員 本学において就業する者をいう。
- （2） 学生等 学部学生、大学院学生、聴講生、科目等履修生、その他の本学において修学している者
- （3） リスク 本学の業務運営に何らかの支障又は損失を与えるおそれのある影響をいう。
- （4） リスクマネジメント 将来起こりえるリスクを想定し、損害を最小限にする対応（以下「リスク対応」という。）をとるための活動をいう。
- （5） 危機 火災、災害、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故により職員及び学生等の生命若しくは身体又は大学の財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事象又は常態をいう。
- （6） 部局 経営経済学部、経営経済学研究科、図書館、地域連携センター、事務局をいう。
- （7） 部局長 前号に規定する部局長をいう。

（理事長等の責務）

第3条 理事長は、本学におけるリスクマネジメントを統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、リスクマネジメントに関わる業務を統括する。

3 部局長は、当該部局におけるリスクマネジメントを推進するとともに、組織の状況に即した必要な措置を講じなければならない。

（委員会の設置）

第4条 リスクマネジメントに関し必要な事項を審議するため、本学にリスクマネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第5条 委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) リスクマネジメントの企画・立案等に関する事項
 - (2) リスクマネジメントに関する事項
 - (3) リスクの評価に関する事項
 - (4) リスクの動向の把握及び調査に関する事項
 - (5) リスクマネジメントに係る教育、研修の企画・立案等に関する事項
 - (6) リスクに係る対策の評価及び見直しに関する事項
 - (7) その他リスクマネジメントに関し必要な事項
- (組織)

第6条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 部局長
- (4) その他理事長が指名する者

2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、個別事項を専門的に審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局総務企画グループにおいて処理する。

(リスク対策の実施組織)

第11条 本学におけるリスク対策の実施組織は、部局とする。

(リスク対策の業務)

第12条 部局におけるリスク対策の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) リスクに係る情報の収集及び分析に関する事項

- (2) リスクに係る対策の検討、立案及び実施に関する事項
 - (3) リスクに係る職員及び学生等への情報提供に関する事項
 - (4) その他リスクマネジメントに関し必要な事項
- (リスク対策の実施等)

第13条 部局長は、委員会が策定するリスク対策の方針を踏まえ、リスク対策を実施する。

- 2 部局長は、リスク対策の実施結果を委員会に報告する。
- (危機に関する報告等)

第14条 職員は、緊急に対処すべき危機が発生又は発生するおそれがあることを発見又は予知したときは、直ちに担当部局長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき報告を受けた担当部局長は、直ちに危機の状況を確認し、その状況を理事長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告を受けたときは、当該危機の対処方針等を副理事長及び担当部局長と協議し、決定するものとする。

(対策本部の設置)

第15条 理事長は、危機への対処のために必要と判断したときは、直ちに、当該危機に係る危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- 4 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、本部長が指名する部局長及び職員をもって充て、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の事務は、関係部局等の協力のもと事務局総務企画グループが行う。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の権限)

第16条 対策本部は、本部長の指揮のもとに、危機に迅速に対処しなければならない。

- 2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、理事会、経営審議会、教育研究審議会及び関係委員会等（以下「理事会等」という。）の審議を含め、本学の諸規程等により必要とされる手続きを省略することができる。
- 4 前項の場合、本部長は、事案の対処の終了後に、理事会等に報告しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

青森公立大学業務継続計画(BCP)

(地震災害対策用)



2020年3月
公立大学法人青森公立大学

目 次

第1章 基本的事項

- 1 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 2 策定の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
- 3 B C Pの発動と解除・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 4 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
- 5 業務継続計画の位置付け・・・・・・・・ P. 3

第2章 想定する地震と被害の想定

- 1 前提とする地震・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4
- 2 想定被害・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4

第3章 非常時優先業務

- 1 非常時優先業務・・・・・・・・ P. 5

第4章 想定する地震が発生した場合のフロー

- 1 地震発生・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
- 2 教職員参集・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
- 3 危機管理対策本部会議の設置・・・・・・・・ P. 6
- 4 B C Pの発動・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
- 5 教職員、学生の安否確認・・・・・・・・ P. 6
- 6 施設の安全性確認・・・・・・・・ P. 6
- 7 状況報告・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
- 8 業務継続の検討・・・・・・・・ P. 7

第5章 市の避難所としての対応・・・・・・・・ P. 8

第6章 B C Pの点検・見直し等

- 1 点検・見直し・・・・・・・・ P. 9
- 2 避難訓練の実施・・・・・・・・ P. 9

第7章 大学施設の安全確認

- 1 事前準備の基本的考え方・・・・・・・・ P. 10
- 2 「カルテ」作成・・・・・・・・ P. 10
- 3 災害発生直後の施設安全確認・・・・・・・・ P. 10
- 4 専門家による確認・・・・・・・・ P. 10

第1章 基本的事項

1 策定の目的

大規模災害の発生により大学の機能が低下する中で、教育活動への被害の影響を最小限になるよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の教育サービスを維持しながら可能な限り早期に通常業務を復旧することを目的とする。

2 策定の効果

業務継続計画を策定し必要な措置を講ずることにより、下図のように業務継続運営の改善が図られ、次のような効果が見込まれる。

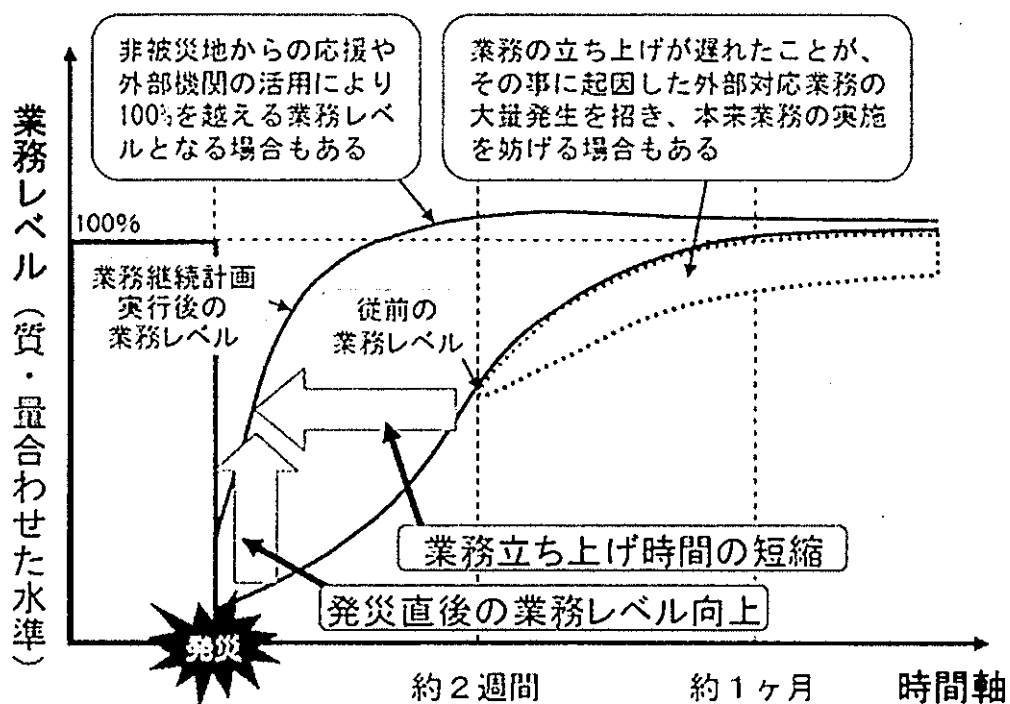


図1 業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ

（内閣府：「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」より）

- ・業務立ち上げ時間の短縮
- ・発災直後の業務レベルの向上
- ・災害対応業務に必要なマンパワーの集中注入

3 B C Pの発動と解除

B C Pに基づく非常時体制をとることを「B C Pの発動」とし、その体制を解除することを「B C Pの解除」と定義する。

(1) 発動要件

大規模な地震の発生により、市域に甚大な被害が生じ、危機管理対策本部「以下「本部」という。」が設置される場合をいう。

(2) 発動権限者

危機管理対策本部本部長（理事長）（以下「本部長」という。）とする。なお、本部長に事故があるときは、危機管理対策本部副本部長（副理事長）（以下「副本部長」という。）を発動権限者とする。

(3) 発動の流れ

- ①学部長、研究科長、図書館長、地域連携センター長、事務局長などから構成される危機管理対策本部本部長（以下「本部長」という。）は、大学や教職員の被害状況を可能な範囲で確認する。
- ②本部長は、本部会議において、市域の被害状況を本部長に報告する。
- ③本部長は、②の報告に基づき、速やかに発動の要否を決定する。
- ④発動を決定した場合、本部長は直ちにその旨を教職員、学生及び保護者等に通知するとともに、報道機関に発表する。

(4) 解除

本部長は、本学におけるすべての通常業務の再開をもって、B C Pの解除を宣言する。ただし、本部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。

4 基本方針

- (1) 地震の発生時において、学生の生命、身体又は財産を保護し、被害を最小限に抑えるため、災害応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 非常時優先業務を精査し、その業務の実施に必要な人や資機材等を確保するため、あらかじめ優先順位を定めておく。
- (3) 非常時優先業務以外の通常業務については、原則、休止・抑制することとし、その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

※B C Pとは、「Business Continuity Plan」の略

5 業務継続計画の位置付け

業務継続計画は優先的に実施すべき業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める事務事業の内部的な運営指針とし、本学の危機管理マニュアル等を補完する計画に位置付ける。

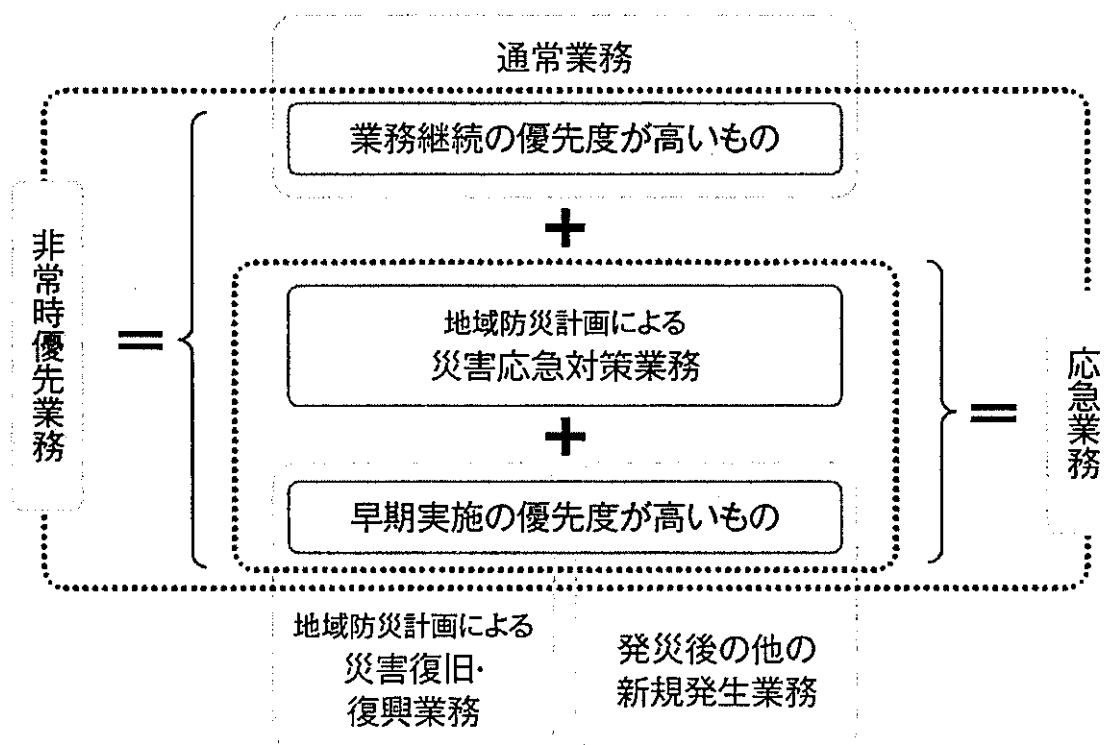


図2 非常時優先業務のイメージ

(内閣府：「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」より)

第2章 想定する地震と被害の想定

1 前提とする地震

本計画が前提とする災害は、H26・27年度青森市災害被害想定調査における想定災害のうち、発生した場合に青森市に最も甚大な被害を及ぼす可能性のある「青森湾西岸断層帯（入内断層）」の活動により発生する地震を想定する。

2 想定被害

想定する被害は、入内断層の活動により発生する地震のうち、最も被害が大きい「冬・18時・積雪あり」の条件で発生した時の予測とする。

被害想定項目		被害状況
建物被害	全壊	28,859 棟
	大規模半壊	2,673 棟
	半壊	21,288 棟
人的被害	死者	3,308 人
	負傷者	6,999 人
避難者		57,148 人
ライフライン	電力	供給率 6%
	上水道	供給率 15%

（青森市：「青森市業務継続計画」より）

第3章 非常時優先業務

1 非常時優先業務

本学は、「人間性についての深い理解に裏付けられた市民的教養人であり、かつ、経済学と経営学についての学際的・総合的な思考力を備えた人材の養成を図るとともに、とりわけ社会科学の分野における学術研究の拠点機能を備えた広く地域に開かれた大学として、教育研究成果の還元による地域貢献活動を一層推進し、もって産業経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的」として設置された大学であることから、災害発生後の本学の教職員の状況及び大学施設の被害状況を踏まえ、可能な限り迅速な「授業の再開」を行うことを優先業務とする。

併せて、被災の時期や被災状況によっては、「卒業単位認定」や「就職活動」、「入学試験」にも多大な支障が生じるおそれがあるため、災害発生の時期や規模に応じた業務継続の検討が必要となる。

【非常時優先業務】

- ①「授業の迅速な再開」を第一とする。
- ②学生の進路に影響を及ぼす可能性のある「卒業単位認定」、「就職活動」、「入学試験」についても、非常時優先業務に位置付ける。

第4章 想定する地震が発生した場合のフロー

1 地震発生

第2章に想定する地震が発生した。この時点では、教職員や学生は、自らの安全性を確保することに全力を尽くすこととなる。この地震による市や大学の被害状況は、第2章のとおりを想定。また、可能であれば、市指定避難所の安全確認を行う。

※想定する地震が発生した場合、青森市災害対策本部が設置される。

2 教職員参集

すべての教職員は、地震発生後の朝（午前8時30分）、ミケヴィッチ像前に参集する。本部長の施設使用に支障がないことを確認したうえで、大会議室に移動し、点呼を行い、未参集者を確認する。

3 危機管理対策本部会議の設置

大会議室に、危機管理対策本部を設置する。参集メンバーは、リスクマネジメント規程第15条に規定されているメンバーで、理事長・副理事長・部局長のほか、理事長が指名する者

4 BCPの発動

本部員は、危機管理対策本部において、本学及び市域の被害状況を本部長に報告する。本部長は、報告に基づき、速やかにBCPを発動する。この時点で、授業は期間を定めず休講扱いとする。発動を決定した場合、本部員は直ちにその旨を教職員、学生及び保護者等に通知するとともに、報道機関に発表する。

5 教職員、学生の安否確認

参集した教職員は分担して、参集していない教職員の安否を携帯電話やメール等により、確認する。また、同時に、学生の安否確認を行う。

6 施設の安全性確認

余震等の情報に注意しながら、施設の状況確認を行う。まず、外観について目視で点検を行い、施設内の入室は、外観からの安全性等が担保されてから行う。この場合、何らかの異常が確認できた場合は、基本的に、施設内の入室は避ける。

7 状況報告

上記5及び6の結果については、適宜、とりまとめ、本部長に報告する。

8 業務継続の検討

上記の報告等をもとに、危機対策本部において、今後の業務継続の検討を行い、その結果を全教職員、学生及び保護者等に通知する。この時点で、いつ、授業を再開するかなどの方向性を決定し、その方向性に向かっての準備を進めることになる。

非常時優先業務を第一に、次のような点を検討することとなる。

- ①上記5（教職員の状況）及び6（施設の状況）の結果を踏まえ、授業再開ができるかどうかの判断
- ②授業再開が可能とした場合、いつから再開するかの判断
- ③授業再開が不可能であると判断した場合の、阻害要因の排除に何が必要かの検討
- ④そのほか、学生の進路に影響を及ぼす可能性のある「卒業単位認定」、「就職活動」、「入学試験」についての検討

【想定外の地震が発生した場合】

第2章で想定した地震よりもはるかに被害は大きな地震が発生した場合は、教職員の職務復帰の可能性や校舎の修復により長い期間が必要となることが想定される。その場合においても、上記のフローを基本的に踏襲しながらも、より長期的なスパンでの授業の再開を検討することになる。

第5章 市の避難所としての対応

本学の校舎等は、市の緊急避難所及び指定避難所となっている。そのため、大規模な地震の被害が発生した場合、基本的には市の配備職員が指定避難所の管理・運営を行うが、施設管理者としての役割もあるので、留意しておく必要がある。

(1) 施設管理者としての役割

- ①避難場所の開錠
- ②避難者受け入れ前の施設の安全確認、放送設備等の点検
- ③使用可能場所、立ち入り禁止スペースの指定
- ④避難所配置職員との連絡調整

(2) 本学における指定避難施設

- ①受入場所 交流ホール、体育館
- ②収容人数 990人

第6章 BCPの点検・見直し等

1 点検・見直し

本計画は、現時点における資源の確保状況等のもと、一定の想定に沿って策定したもので、今後、非常時優先業務の実施に伴う問題点や課題を解消した結果や、各部局の取り組み等で得られた知見等を適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。

また、所管事業に変更があった際には内容を点検し、常に実効性のある計画にしておくことが必要である。

このため、BCPの見直しは定期的に行うこととする。特に、設立団体である青森市との連携を意識し、青森市防災計画との整合性を図るために、地域防災計画が見直された場合には、本計画も見直すものとする。

なお、被害想定の見直しが行われた場合も、その見直しに伴う修正を反映させたBCPを別途作成するものとする。

2 訓練の実施

BCPに基づく総合訓練、避難訓練、安否確認訓練を年1回実施し、詳細は別途計画する。

なお、これらの訓練の実施により改善点が明らかになった場合は、計画を見直し、改善していくものとする。

第7章 大学施設の安全確認

1 事前準備の基本的考え方

本学の施設は、下記のとおりであり、災害発生後には、施設管理者による安全確認を行う必要がある。そのための事前準備として、安全確認箇所等の把握を行うために「カルテ」を施設ごとに作成しておく必要がある。

また、「カルテ」をもとに、事前の教育、訓練を実施しておく必要もある。さらに、こうした事前準備を進めるにあたっては、応急危険度判定士など建築の専門家を交えて進めていくことを必要とする。

種別	所在地	構造	延床面積 (㎡)
校舎棟	青森市大字合子沢字山崎 153-4 他	R C造 5階	13,769.08
体育館棟	青森市大字合子沢字山崎 152-9	R C造 2階	3,610.92
大学院棟	青森市大字合子沢字山崎 153-1 他	R C造 3階	2,876.78
交流会館	青森市大字合子沢字山崎 153-1 他	R C造 3階	4,414.22
交流会館講堂	青森市大字合子沢字山崎 152-6 他	R C造 3階	1,935.67
国際交流ハウス	青森市大字雲谷字山吹 92-21	木造 2階	1,679.00
国際芸術センター青森	青森市大字合子沢字山崎 153-1 他	R C造 2階	3,604.88
合 計			31,890.55

※ R C造 (Reinforced Concrete) …… 鉄筋コンクリート造

2 「カルテ」作成

本学の施設は、上記掲載のとおり、7棟の施設があるため、「カルテ」の7種類のものを作成する必要がある。内閣府が平成27年2月に発出した「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」に基づくカルテを活用し、作成するものとする。

3 災害発生直後の施設安全確認

災害発生直後の施設安全確認は、カルテを参考に、施設のチェックシートをもとに、大学職員が行う。ただし、この場合も、確認を行う職員の安全確保にも十分留意するものとする。

また、指定避難場所としての受入場所（交流ホール及び体育館）については、受け入れと安全確認が並行して行われることも想定されるので、可能な限りの安全確認調査を迅速に行うものとする。

4 専門家による確認

必要に応じて、応急危険度判定士等の専門家による安全確認を行うことを検討しておく必要がある。

公立大学法人青森公立大学公益通報者保護規程（案）

令和 年 月 日
規程第 号

（目的）

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に基づき、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）における公益通報の処理、公益通報の保護及びその他公益通報に関する事項について定めることにより、法人における不正行為等の発生抑制、早期発見及び是正を図るものとする。

（定義）

第2条 「公益通報」とは、次の各号に掲げる者（以下「職員等」という。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人又は法人の業務に従事する場合における役員又は職員等その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人、行政機関又は保護法第2条に規定するその他の者に対して通報することをいう。

- （1） 公立大学法人青森公立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条に規定する職員
- （2） 前号の退職者
- （3） 法人と他の事業者との請負契約その他の契約に基づき、法人において業務に従事する者
- （4） 青森公立大学の学生等

2 「公益通報者」とは、公益通報をした者をいう。

3 「通報対象事実」とは、保護法第2条第3項に定義する法令等や諸規定等の違反行為をいう。

（窓口）

第3条 本学に公益通報を受付ける窓口及び公益通報に関する相談に応じる窓口を置き、総務企画チームをもって充てる。

（通報の方法）

第4条 前条の窓口の利用方法は、電話、書面、電子メール、FAX又は面談とする。

2 原則として、匿名による通報は受け付けないものとする。

（通報制限）

第5条 通報者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他の不正の目的で通報を行ってはならない。

（通報後の措置）

第6条 理事長、副理事長及び監事（以下「理事長等」という。）は、窓口で受け付けた公

益通報の内容について適宜報告を受けるものとする。

2 理事長は、必要に応じて調査委員会を設け、あるいは第2条第1項第1号に定義する者の中から調査員を指名し、事実関係の調査を行わせるものとする。

3 前項により調査を命じられた者は、調査結果を速やかに理事長等に報告するものとする。

(是正措置)

第7条 理事長は、前条の報告により不正が明らかになった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第8条 理事長は、第6条第3項の報告により不正が明らかになった場合には、不正に関与した者に対して就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第9条 理事長は、第6条の調査が完了したときは、必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(公益通報者の保護)

第10条 法人は、職員が公益通報又は公益通報に関する相談を行ったことを理由として、当該職員に対していかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(個人情報の保護)

第11条 規定に基づき、公益通報を受付ける者、通報対象事実を調査する者等は、通報や調査の中で得られた個人情報については、その保護に努めるとともに正当な理由なくしてこれを開示してはならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、公益通報者の保護に関し必要事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

公立大学法人青森公立大学役員規程新旧対照表（案）

新	旧
<p>～略～</p> <p>(損害賠償責任)</p> <p>第7条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>2 前項の責任は、青森市長の承認がなければ、免除することができない。</p>	<p>追加</p> <p>～略～</p>

公立大学法人青森公立大学役員規程

平成21年4月1日
規程第32号改正 平成31年 3月規程第 6号
改正 令和 年 月規定第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の役員の責務、サービスその他役員に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員 の 責務)

第2条 役員は、その業務について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)、他の法令、設立団体の条例及び規則並びに定款、法、他の法令又は設立団体の条例に基づいてする設立団体の長の処分並びに法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 役員（監事を除く。）は、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(役員 の 職務分担)

第3条 副理事長及び理事の職務分担は、理事長が定める。

2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第13条第3項の規定により理事長及び副理事長の職務を代理し、又はその職務を行うべき理事は、あらかじめ理事長が定める理事の順序によるものとする。

(役員 の 服務)

第4条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 役員は、その在任中において次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治活動を行うこと。

(2) 任命権者の承認を得ることなく、報酬を得て他の職務に従事すること、営利事業を営むことその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

3 前項第2号の規定は、非常勤の役員には適用しない。

(理事 の 懲戒)

第5条 理事長は、理事がこの規程に違反し、又は理事としてふさわしくない非行があると認めるときは、当該理事に対し懲戒の処分を行うことができる。

(理事 の 解任に係る 弁明機会)

第6条 理事長は、地方独立行政法人法第17条第2項又は第3項の規定により理事を解任するときは、当該理事に弁明の機会を付与しなければならない。

(損害賠償責任)

第7条 役員は、その任務を怠ったときは、法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、青森市長の承認がなければ、免除することができない。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第6号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和 年規程第 号)

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

公立大学法人青森公立大学監事監査規程新旧対照表（案）

新	旧
<p>（監査の事務補助）</p> <p>第8条 監事は、監査の実施に当たり、理事長の承認を得て職員に監査に関する事務を補助させることができる。</p> <p>2 監事は、前項に規定する職員に監査に関する業務の支援を行わせる場合は、当該職員の独立性を確保するものとする。</p> <p>3 第1項の規定により監査に関する事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た情報を他に漏らしてはならない。</p> <p>（監事の権限）</p> <p>第9条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>（改廃）</p> <p>第16条 この規程を改廃する場合には、あらかじめ監事に意見を聴かなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。</p>	<p>～略～</p> <p>（監査の事務補助）</p> <p>第8条 監事は、監査の実施に当たり、理事長の承認を得て職員に監査に関する事務を補助させることができる。</p> <p>追加</p> <p>2 前項の規定により監査に関する事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た情報を他に漏らしてはならない。</p> <p>（監事の権限）</p> <p>第9条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>追加</p> <p>～略～</p> <p>新規</p> <p>（その他）</p> <p>第16条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。</p>

公立大学法人青森公立大学監事監査規程

平成21年4月1日
規程第95号

改正 平成30年 3月 規程第 9号
改正 平成31年 3月 規程第14号
改正 令和 年 月 規程第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）及び公立大学法人青森公立大学定款に基づき、監事が行う公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の業務の監査、調査及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、適正な会計経理事務の推進に資することを目的とする。

(監査の対象)

第3条 監査は、法人の業務及び財務会計について行うものとする。

(監査事項)

第4条 前条に規定する監査の対象は、次に掲げる事項とする。

- (1) 中期計画及び年度計画に定める業務の実施状況
- (2) 予算の執行に関する事項
- (3) 決算及び財務諸表に関する事項
- (4) 資産の取得、処分及び管理に関する事項
- (5) 債権の管理に関する事項
- (6) 組織、制度及び人事管理に関する事項
- (7) その他法人の業務及び会計の執行状況に関する必要な事項

(監査の種類)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査については、業務監査及び会計監査とし、業務監査については毎年度1回行い、会計監査については毎年度決算時に行うものとする。

3 第1項の臨時監査については、監事が必要と認める場合に行うものとする。

(監査の方法)

第6条 監査は、書面監査及び実地監査により行うものとする。

(監査計画)

第7条 監事は、毎事業年度の当初に、次に掲げる事項を記載した監査計画書を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、第5条第1項の臨時監査については、この限りでない。

- (1) 監査の期日
- (2) 監査の対象
- (3) 監査の方法
- (4) その他監査の実施に関し必要な事項
(監査の事務補助)

第8条 監事は、監査の実施に当たり、理事長の承認を得て職員に監査に関する事務を補助させることができる。

2 監事は、前項に規定する職員に監査に関する業務の支援を行わせる場合は、当該職員の独立性を確保するものとする。

3 第1項の規定により監査に関する事務を補助する職員は、監査の実施に当たり知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(監事の権限)

第9条 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(協力義務)

第10条 監事は、監査を行うため必要があるときは、役員及び職員に対し、監査への立会い、必要な資料及び物件の提示、説明及び報告を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた役員及び職員は、正当な理由なく、これを拒否してはならない。

(監査報告の作成等)

第11条 監事は、監査終了後、青森市の規則で定める事項を記載した監査報告を作成し、速やかに理事長に提出しなければならない。

2 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は青森市長に意見を提出することができる。

(監査後の措置)

第12条 理事長は、監査報告に是正又は改善を要する事項がある場合には、速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項の是正又は改善の措置を講じた場合には、当該措置状況について、文書により監事に報告しなければならない。

(市長への意見の提出)

第13条 監事は、第11条第2項の規定により、監査の結果に基づき、青森市長に意見を提出する場合には、あらかじめ理事長にその旨を通知するものとする。

(監事が調査する文書)

第14条 監事は、法人が次に掲げる書類を青森市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

- (1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他青森市の規則で定める書類

(事故等の監事への報告)

第15条 理事長は、業務上の重大な事故又は異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書により監事に報告しなければならない。

2 監事は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ調査を行い、助言又は勧告を行うことができる。

(改廃)

第16条 この規程を改廃する場合には、あらかじめ監事に意見を聴かなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第9号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第14号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和 年規程第 号)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。